

保育所優先利用モデル事業 申請の手引き

申請受付：令和7年9月22日（月）～令和7年10月10日（金）※必着

予定数に応募が満たない場合、10月24日（金）※必着まで受付を延長し

先着順で優先入所通知書を交付します。

高経年住宅団地以外から花見川団地(P.2参照)に転居した子育て世帯
又は転居を予定している子育て世帯*1が、対象保育施設*2に
令和8年4月入所を希望する場合に、優先的に入所を調整します。

- *1 子育て世帯：小学生未満の子ども（出産予定の子ども※を含む）のいる世帯
※保育所の利用について、0歳児は原則、生後満3か月を経過した日の翌月から利用可能となります（保育困難な状況が「就労（自営業含む）」の場合に限り、生後57日目より産休明け保育が利用可能）。
- *2 対象保育施設：花見川第一保育所、花見川第二保育所、花見川第三保育所

対象となる転居(予定)期間:令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

申込の条件

次の各号を遵守すること。

1. 転居日より2年以上継続して対象団地(花見川団地)に居住すること。
2. 花見川団地に転居した事実について、住宅政策課が関係部署等に確認することに同意すること。
3. 令和8年3月末日までに、対象団地への転居日を住宅政策課に報告すること。
4. 若年層の流入促進モニターとして、対象団地に転居後の暮らしに関するアンケートや市の情報発信（市HPでの情報発信やメディアの取材等）に協力すること。
5. 期日までに転居ができなかった場合は、優先入所を取り消しても異議を申し立てないこと。

※保育所等の利用申請手続きは別途、第1希望の保育園等のある区のこども家庭課でお手続きください。

保育所優先利用モデル事業 申請先及び問い合わせ先

千葉市住宅政策課

千葉市中央区千葉港1番1号 市役所本庁舎低層棟4階

電話：043-245-5849

メール：jutakuseisaku.URC@city.chiba.lg.jp

郵送又は窓口にて申請ください。

保育所優先利用モデル事業 ホームページ



必要書類

下記書類をご用意ください。

優先入所申込書（様式第1号）および個人情報確認同意書（様式第3号）

※様式第1号および様式第3号は住宅政策課ホームページからダウンロードできます。

注意事項

下記事項にご注意ください。

- 抽選により優先入所の対象児童を決定し、優先入所通知書（様式第2号）を交付します。
ただし、優先枠数に達しない場合は、抽選を行わずに、受付期間に申込のあった者に対して交付します。
- 抽選は、「千葉市高経年住宅団地への転居者に係る保育施設優先利用モデル事業の抽選に関する事務取扱要領」に基づき実施します。
- 優先入所通知書を添えて、別途第一希望の保育園等のある区こども家庭課に利用申請の書類を提出（郵送又は窓口）してください。
- 優先入所通知書をもって選考時に優先となりますが、入所を確約するものではありません。

高経年住宅団地 一覧

区	住宅団地・地区名称	町丁目・大字(※)
中央区	東千葉地区	東千葉1丁目の一部
		東千葉2丁目の一部
		東千葉3丁目の一部
花見川区	横戸台団地	横戸台
	こてはし台団地	こてはし台1丁目
		こてはし台2丁目の一部
		こてはし台3丁目
		こてはし台4丁目の一部
		こてはし台5丁目
		こてはし台6丁目
	花見川団地	花見川
	にれの木台団地	朝日ヶ丘2丁目
	西小中台団地	西小中台
稲毛区	さつきが丘団地	さつきが丘1丁目の一部 さつきが丘2丁目
	柏台地区	柏台
	千草台団地	千草台1丁目 千草台2丁目
	あやめ台団地	あやめ台
若葉区	都賀の台団地	都賀の台1丁目 都賀の台2丁目 都賀の台3丁目 都賀の台4丁目の一部
	北大宮台団地	北大宮台の一部
	若松台団地	若松台1丁目の一部 若松台2丁目の一部 若松台3丁目の一部
	大宮台団地	大宮台1丁目 大宮台2丁目 大宮台3丁目 大宮台4丁目 大宮台5丁目 大宮台6丁目 大宮台7丁目の一部
	千城台団地	千城台東1丁目 千城台東2丁目 千城台東3丁目 千城台東4丁目の一部 千城台西1丁目 千城台西2丁目 千城台西3丁目の一部 千城台南1丁目 千城台南2丁目 千城台南3丁目の一部 千城台南4丁目の一部 千城台北1丁目の一部 千城台北2丁目 千城台北3丁目 千城台北4丁目
	小倉台団地	小倉台1丁目の一部 小倉台2丁目の一部 小倉台3丁目 小倉台4丁目 小倉台5丁目 小倉台6丁目の一部 小倉台7丁目
	みつわ台団地	みつわ台1丁目の一部 みつわ台2丁目 みつわ台3丁目 みつわ台4丁目 みつわ台5丁目

区	住宅団地・地区名称	町丁目・大字(※)
緑区	大木戸台団地	大木戸町の一部
	大椎台団地	大椎町の一部
	越智はなみずき台団地	越智町の一部
美浜区	海浜ニュータウン(高洲)	高洲1丁目 高洲2丁目 高洲3丁目 高洲4丁目
	海浜ニュータウン(高浜)	高浜1丁目 高浜3丁目 高浜4丁目 高浜5丁目 高浜6丁目
	海浜ニュータウン(真砂)	真砂1丁目 真砂2丁目 真砂3丁目 真砂4丁目 真砂5丁目
	海浜ニュータウン(磯辺)	磯辺1丁目 磯辺2丁目 磯辺3丁目 磯辺4丁目 磯辺5丁目 磯辺6丁目 磯辺7丁目 磯辺8丁目
	幸町団地	幸町2丁目
	幸町東地区	幸町1丁目5 幸町1丁目7 幸町1丁目8
	稲毛海岸地区	稲毛海岸1丁目 稲毛海岸3丁目 稲毛海岸4丁目

(※)「〇〇の一部」と記載されている場合は、該当所在地の内、
「ちは・まち・ビジョン(立地適正化計画)」に定義される居住促進区域内で開発から4
0年以上経過した5ha以上の団地又はそれに準じた団地部分のみを対象とする。